

「戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」についてご意見を募集します

戸田市では、令和 8 年度から乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）を実施するため、戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定します。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで

2 資料公開場所

担当課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅行政センター 2 階、新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター（あいパル）、児童センタープリムローズ、児童センターこどもの国及び福祉保健センターでご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

3 関係資料

別添 戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、F A X（4 3 2 - 8 5 1 0）及び電子メール（hoikuen@city.toda.saitama.jp）及び担当課お問い合わせフォーム（市ホームページ）

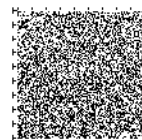
資料公開場所により受付時間が異なります。

【お問い合わせフォームはこちら】

二次元コード読み取り後、お問い合わせフォームが開きますので、フォームのタイトルにパブリック・コメント案件名を記入し、ご意見を提出してください。



二次元コード



5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語をお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）についての問い合わせ先

戸田市 こども健やか部 保育幼稚園課

電話 048 - 441 - 1800（内線251又は252）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課

電話 048 - 441 - 1800（内線363）

